

平成 18 年 5 月 26 日

各 位

株式会社オリエンタルランド
(コード番号 4661 東証第 1 部)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 26 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 46 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 現行定款第 2 条(目的)について、事業の発展、拡大および多角化に備えるため、事業目的を追加するものです。
- (2) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されました。これに伴い、以下の変更を行うものです。

法令の定めに従い、次の各条文に、株券を発行する旨や会社の各機関の設置等を明記するものです。

第 4 条(機関) 第 7 条(株券の発行) 第 11 条(株主名簿管理人) 第 6 章(会計監査人 第 44 条(選任)から第 46 条(報酬等))

単元未満株主の管理の効率化を図るため、単元未満株式についての権利を明確にする規定として、定款第 10 条(単元未満株式についての権利)を新設するものです。

株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告等を法令の定めに従い、インターネットを利用する方法で開示することが可能となったため、定款第 15 条(株主総会参考書類等のインターネット開示)を新設するものです。

取締役会におけるいわゆる書面決議が認められることになったため、経営判断を機動的に行えるよう定款第 29 条(決議方法)第 2 項を新設するものです。

社外監査役の責任免除について、賠償責任限定契約の締結が可能となったため、有能な人材の確保を容易にすべく、定款第 43 条(社外監査役の責任免除)を新設するものです。併せて社外取締役の責任免除についても、同様に賠償責任限定契約を締結できる旨を定款第 32 条(社外取締役の責任免除)に新設するものです。なお、第 32 条の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

その他、条文の新設、用語・引用条文の修正、従来号数の繰り下げ、一部字句の修

正等所要の変更を行うものであります。

2．定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3．日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 29 日（木曜日）

定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 29 日（木曜日）

以 上

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第 1 条 当社は株式会社オリエンタルランドと称する。 英文ではORIENTAL LAND CO., LTD.と記す。</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)各種<u>娯楽施設及び各種スポーツ施設の経営及び貸与</u></p> <p>(2)宿泊施設、飲食店、売店、ショッピングセンター<u>及びクリニックの経営及びコンサルティング</u></p> <p>(3)芸能、スポーツその他各種娯楽の興行<u>及び芸能プロダクションの経営</u></p> <p>(4)美術館、博物館、図書館、各種展示場、多目的ホール、託児施設<u>及び芸能、服装、音楽、料理、茶華道等の各種学校の経営</u></p> <p>(5)フランチャイズチェーンシステムの研究開発<u>並びに加盟店の募集及び指導</u></p> <p>(6)陸上交通運輸業、水運業<u>及び索道業による旅客輸送</u></p> <p>(7)土地の開発、埋立<u>及び分譲並びに土地建物の売買、賃貸借、斡旋、保安及び管理</u></p> <p>(8)建築物の設計<u>及び工事監理並びに土木、建築及び造園工事の施工請負業</u></p> <p>(9)土木建築用資材、室内装飾資材、家具類、空調設備機器等の住宅設備機器、厨房機器<u>及び厨房用品の製造及び販売</u></p> <p>(10)花卉、草木類の生産、販売<u>及び賃貸並びに野菜、果物、種苗、球根の生産及び販売</u></p> <p>(11)液状樹脂、合成樹脂等の高分子化合物の開発、製造<u>及び販売</u></p> <p>(12)煙草、切手、収入印紙類、医薬品、塩、米穀類、古美術品、衣料品、食料品、日用品雑貨等の販売<u>及び輸出入業</u></p> <p>(13)酒類<u>及び清涼飲料その他の飲料の製造、販売及び輸出入業</u></p> <p>(14)通信販売業</p> <p>(15)旅行業<u>及び広告代理業</u></p> <p>(16)金銭の貸付、債務の保証、両替業、損害保険代理業<u>及び生命保険の募集に関する業務</u></p> <p>(17)写真業<u>及び印刷業</u></p> <p>(18)警備保障業</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第 1 条 当社は、株式会社オリエンタルランドと称する。 英文ではORIENTAL LAND CO., LTD.と記す。</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)各種<u>娯楽施設および各種スポーツ施設の経営および貸与</u></p> <p>(2)宿泊施設、飲食店、売店、ショッピングセンター<u>およびクリニックの経営およびコンサルティング</u></p> <p>(3)芸能、スポーツその他各種娯楽の興行<u>および芸能プロダクションの経営</u></p> <p>(4)<u>映画館、劇場、</u>美術館、博物館、図書館、各種展示場、多目的ホール、託児施設<u>および</u>芸能、服装、音楽、料理、茶華道等の各種学校の経営</p> <p>(5)フランチャイズチェーンシステムの研究開発<u>ならびに加盟店の募集および指導</u></p> <p>(6)陸上交通運輸業、水運業<u>および索道業による旅客輸送</u></p> <p>(7)土地の開発、埋立<u>および分譲ならびに土地建物の売買、賃貸借、斡旋、保安および管理</u></p> <p>(8)建築物の設計<u>および工事監理ならびに土木、建築および造園工事の施工請負業</u></p> <p>(9)土木建築用資材、室内装飾資材、家具類、空調設備機器等の住宅設備機器、厨房機器<u>および厨房用品の製造および販売</u></p> <p>(10)花卉、草木類の生産、販売<u>および賃貸ならびに野菜、果物、種苗、球根の生産および販売</u></p> <p>(11)液状樹脂、合成樹脂等の高分子化合物の開発、製造<u>および販売</u></p> <p>(12)煙草、切手、収入印紙類、医薬品、塩、米穀類、古美術品、衣料品、食料品、日用品雑貨等の販売<u>および輸出入業</u></p> <p>(13)酒類<u>および清涼飲料その他の飲料の製造、販売および輸出入業</u></p> <p>(14) (現行どおり)</p> <p>(15)旅行業<u>および広告代理業</u></p> <p>(16)金銭の貸付、債務の保証、両替業、損害保険代理業<u>および生命保険の募集に関する業務</u></p> <p>(17)写真業<u>および印刷業</u></p> <p>(18) (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(19) 清掃事業並びに清掃機器の保守、販売及び賃貸 (20) クリーニング業及びリネンサプライ業 (21) 郵便物、宅配小荷物等の受渡業及び発送代行業 (22) キャラクターの企画、開発及び販売 (23) 工業所有権、著作権等の知的財産権の取得、譲渡、管理及び許諾 (24) 映像、音楽関連著作物の製作及び販売並びに書籍、雑誌の出版及び販売 (25) 情報提供サービス業、情報処理サービス業、電気通信事業、有線放送事業及び一般放送事業 (26) 講演会、シンポジウム、セミナー等の企画、立案及び実施 (27) 前各号に関する一切の事業 (本店の所在地) 第3条 当社は本店を千葉県浦安市に置く。 (新設)</p> <p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、東京都内において発行する日本経済新聞に掲載する。 第2章 株 式 (株式の総数) 第5条 当社が発行する株式の総数は、3億3,000万株とする。 (新設) (自己株式の取得) 第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。 (1単元の株式数及び単元未満株の不発行) 第7条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。 2. 当社は1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。 (新設)</p>	<p>(19) 清掃事業ならびに清掃機器の保守、販売および賃貸 (20) クリーニング業およびリネンサプライ業 (21) 郵便物、宅配小荷物等の受渡業および発送代行業 (22) キャラクターの企画、開発および販売 (23) 工業所有権、著作権等の知的財産権の取得、譲渡、管理および許諾 (24) 映像、音楽関連著作物の製作および販売ならびに書籍、雑誌の出版および販売 (25) 情報提供サービス業、情報処理サービス業、電気通信事業、有線放送事業および一般放送事業 (26) 講演会、シンポジウム、セミナー等の企画、立案および実施 (27) (現行どおり) (本店の所在地) 第3条 当社は、本店を千葉県浦安市に置く。 (機 関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人 (公告方法) 第5条 (現行どおり) 第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、3億3,000万株とする。 (株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。 (自己の株式の取得) 第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。 (単元株式数および単元未満株券の不発行) 第9条 当社の単元株式数は、100株とする。 2. 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。 (単元未満株式についての権利) 第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 当社は株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2. 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)及び株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取りその他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当社の株券の種類、株式の名義書換、単元未満株式の買取りその他株式に関する取扱い及び手数料については、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録されている議決権ある株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において、権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2. 前項のほか、必要がある場合には、取締役会の決議により、あらかじめ公告のうえ、基準日を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>(招 集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合にこれを招集する。</p> <p>2. 株主総会は、本店所在地又はその隣接地のほか千葉県千葉市においてこれを招集する。</p> <p>3. 株主総会は、法令に別段の定めのある場合のほか、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集する。取締役社長事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順位により代表取締役中の1名これに当たる。</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p>	<p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料については、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>(招 集)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>2. 株主総会は、本店所在地またはその隣接地のほか千葉県千葉市においてこれを招集する。</p> <p>3. 株主総会は、法令に別段の定めのある場合のほか、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順位により代表取締役中の1名がこれに当たる。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第14条 定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第15条 株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報は、財務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議 長)</p> <p>第12条 株主総会の議長は取締役社長とする。</p> <p>2. 取締役社長事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順位により取締役中の1名これに当たる。</p> <p>(決議方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>2. 商法343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主がその議決権の行使を委任する代理人は、当会社の議決権ある株主に限る。</p> <p>2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を総会ごとに提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第15条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果はこれを議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第16条 当会社の取締役は15名以内とする。</p> <p>(選 任)</p> <p>第17条 取締役の選任は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</p> <p>2. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任 期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 増員として選任された取締役又は任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第19条 代表取締役は取締役会の決議をもって選任する。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会の決議により取締役中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を置くことができる。但し、取締役社長は代表取締役中からこれを選任する。</p>	<p>(議 長)</p> <p>第16条 株主総会の議長は、取締役社長とする。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順位により取締役中の1名がこれに当たる。</p> <p>(決議方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主がその議決権の行使を委任する代理人は、当会社の議決権ある株主1名に限る。</p> <p>2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第19条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第20条 当会社の取締役は、15名以内とする。</p> <p>(選 任)</p> <p>第21条 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 増員として選任された取締役または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第24条 取締役会は、その決議によって、取締役中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を置くことができる。ただし、取締役社長は、代表取締役中からこれを選定する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬)</p> <p><u>第21条</u> 取締役の報酬は、株主総会の決議をもつて定める。</p> <p>(取締役会)</p> <p><u>第22条</u> 取締役会は取締役をもって構成し、会社の業務執行に関する重要事項を決定し、取締役の職務の執行を監督する。</p> <p>(招集者及び議長)</p> <p><u>第23条</u> 取締役会は法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会長がこれを招集しその議長となる。</p> <p>2. 取締役会長を欠くとき又は事故あるときは取締役社長これに当たる。</p> <p>3. 取締役会長、社長共に欠くとき又は事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順位により取締役中の1名これに当たる。</p> <p>(招集の通知)</p> <p><u>第24条</u> 取締役会の招集通知は会日の3日前に各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の場合にはこれを短縮することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(決議方法)</p> <p><u>第25条</u> 取締役会の決議は取締役の過半数が出席し、その出席した取締役の過半数をもって決する。</p> <p>(新設)</p> <p>(議事録)</p> <p><u>第26条</u> 取締役会の議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(取締役会規則)</p> <p><u>第27条</u> 取締役会に関する事項は、法令及び定款に定めのあるものを除き、取締役会が定める取締役会規則による。</p> <p>(新設)</p>	<p>(報酬等)</p> <p><u>第25条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役会)</p> <p><u>第26条</u> 取締役会は、取締役をもって構成し、会社の業務執行に関する重要事項を決定し、取締役の職務の執行を監督する。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p><u>第27条</u> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集しその議長となる。</p> <p>2. 取締役会長を欠くときまたは事故があるときは、取締役社長がこれに当たる。</p> <p>3. 取締役会長、社長ともに欠くときまたは事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順位により取締役中の1名がこれに当たる。</p> <p>(招集の通知)</p> <p><u>第28条</u> 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(決議方法)</p> <p><u>第29条</u> 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(議事録)</p> <p><u>第30条</u> 取締役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役会規則)</p> <p><u>第31条</u> 取締役会に関する事項は、法令および本定款に定めのあるもののほか、取締役会が定める取締役会規則による。</p> <p>(社外取締役の責任免除)</p> <p><u>第32条</u> 社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 5 章 監査役及び監査役会 (員 数) 第28条 当社の監査役は6名以内とする。 (選 任) 第29条 監査役の選任は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</p> <p>(任 期) 第30条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。 (常勤監査役) 第31条 監査役は互選により常勤の監査役を定める。 (報 酬) 第32条 監査役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。 (監査役会) 第33条 監査役会は、法令に定めのあるもののほか、<u>監査役の権限の行使を妨げない範囲内で、監査役の職務執行に関する事項</u>を決定する。 (招集の通知) 第34条 監査役会の招集通知は会日の3日前に各監査役に対して発する。但し、緊急の場合にはこれを短縮することができる。 (新設)</p> <p>(決議方法) 第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合のほか、<u>監査役の過半数</u>をもって決する。 (議事録) 第36条 監査役会の議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(監査役会規則) 第37条 監査役会に関する事項は、法令及び定款に定めのあるものを除き、監査役会が定める監査役会規則による。 (新設)</p>	<p>第 5 章 監査役および監査役会 (員 数) 第33条 当社の監査役は、<u>6名以内</u>とする。 (選 任) 第34条 監査役の選任決議は、株主総会において<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数</u>をもって行う。 (任 期) 第35条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 (常勤の監査役) 第36条 監査役会は、<u>その決議によって</u>常勤の監査役を選定する。 (報酬等) 第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 (監査役会) 第38条 監査役会は、法令に定めのあるもののほか、<u>監査の方針、業務および財産の状況の調査の方法、その他の監査役の職務の執行に関する事項</u>を決定する。 (招集の通知) 第39条 監査役会の招集通知は、<u>会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。</u> 2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u> (決議方法) 第40条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役の過半数</u>をもって行う。 (議事録) 第41条 監査役会の議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u> (監査役会規則) 第42条 監査役会に関する事項は、法令および本定款に定めのあるもののほか、監査役会が定める監査役会規則による。 (社外監査役の責任免除) 第43条 社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>第6章 会計監査人</u>
(新設)	<u>(選任)</u> 第44条 会計監査人は、株主総会において選任する。
(新設)	<u>(任期)</u> 第45条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
(新設)	2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。
(新設)	<u>(報酬等)</u> 第46条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。
<u>第6章 計 算</u>	<u>第7章 計 算</u>
<u>(営業年度及び決算期)</u>	<u>(事業年度)</u>
第38条 当社の営業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、毎営業年度末日を決算期とする。	第47条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。
<u>(利益の配当)</u>	<u>(剰余金の配当の基準日)</u>
第39条 当社の利益配当金は毎決算期現在の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録質権者に支払う。	第48条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
<u>(中間配当)</u>	<u>(中間配当)</u>
第40条 当社は取締役会の決議により毎年9月30日現在の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録質権者に対して、中間配当をすることができる。	第49条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。
<u>(配当金の除斥期間)</u>	<u>(配当の除斥期間等)</u>
第41条 利益配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払い義務を免れるものとする。	第50条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払い義務を免れるものとする。
2. <u>未払いの利益配当金及び中間配当金</u> には利息をつけない。	2. <u>金銭による未払いの剰余金の配当および中間配当</u> には利息をつけない。

以 上